

# 仕様書

## 第1章 総則

本仕様書は、奈良市（以下「本市」という。）が発注する奈良市東人権文化センター照明器具LED取替修繕に適用する。

## 第1条 目的

本修繕は、奈良市東人権文化センターにおいて照明器具のLED取替修繕を実施し、その施設・設備等の持つ性能及び安全を維持することを目的とする。

## 第2条 概要

本仕様書は、奈良市東人権文化センター照明器具LED取替修繕に係る総合、基本的な考えを示すものである。修繕の実施にあたっては、関係法令、法規に準拠し行うものとする。

## 第3条 実施場所

実施場所は、次のとおりとする。

奈良市東人権文化センター（奈良市古市町1226番地）

## 第4条 履行期間

契約工期は、契約の日より令和8年2月28日までとする。

## 第5条 施工範囲

- (1) 別紙図面を参照の上、既設照明器具をLED照明に取替修繕を行うこと。
- (2) LED照明設置にあたっては現場下見の上、事前に共生社会推進課に承認図（納入仕様書）を提出し、承認を得た後施工すること。設置位置については別紙図面のとおりにすること。
- (3) 機器の設置作業に際しては、安全管理及び施工管理を十分に注意すること。作業工程について共生社会推進課及び東人権文化センターと調整を行うこと。
- (4) 業務終了後、動作確認を行うこと。
- (5) 業務の実施に伴い発生する産業廃棄物等は、適正な方法により処分すること。
- (6) 既設照明器具は、撤去すること。その際、関係法令を遵守の上、適切に回収、処理すること。また、既設照明器具撤去にあたり補修が必要な場合、原則として同等の素材を用いて補修すること。
- (7) 産業廃棄物等の処分費用、既設照明器具撤去に伴う費用及び、業務を行うために必要な工具類並びに清掃、点検整備等の実施に必要な部材等の費用はすべて受

注者の負担とする。

## 第6条 業務期間及び業務時間

- (1) 業務期間 履行期間内において、原則2週間以内で本修繕業務を完了させること。
- (2) 業務時間 祝祭日を除く月曜日～金曜日までの午前9時から午後5時まで

## 第7条 提出図書

受注者は、下記の図書を提出すること。

1 着手届（施工前）	1部
2 経歴書：現場主任技術者（施工前）	1部
3 工程表（施工前）	1部
4 消費税に関する事業者届出書	1部
5 完了届（竣工時）	1部
6 工事写真（竣工時）	1部
7 その他、本市係員が指示する図書	その都度指定

## 第8条 検査

本修繕により施工した各施設、設備等については、本市の行う検査の合格をもって完了とする。

## 第9条 保証期間

本修繕により施工した各施設、設備等の保証期間は、完了検査後1年とし、その間において施工上の不備、その他の事故が生じた場合、受注者は直ちに当該箇所を点検調整のうえ、本市の指定する期間内に無償で修繕しなければならない。

## 第10条 損害賠償

- (1) 修繕の施工中において、既設構造物、機器等を損傷した場合は、本市係員の指示に従い、受注者の負担にて速やかに原型復旧、又は賠償しなければならない。
- (2) 受注者は、この業務の履行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急措置を講じること。

## 第2章 修繕施工・一般事項

### 第11条 着手

- (1) 受注者は、契約後速やかに本市指定の様式による着手届を奈良市長宛に1部提出すること。
- (2) 着手前に施工実施日、施工順序及び施工方法等について、本市係員と協議のうえ修繕に着手すること。

## 第12条 報告

受注者は、修繕の進捗について特に留意し、各部分の連絡や打ち合わせを円滑に行うとともに、工程表を作成し、進行状況等について本市係員に随時報告すること。

## 第13条 写真撮影

- (1) 受注者は、施工前、施工中及び完成の状況を写真撮影し提出すること。
- (2) 施工中の写真は、完成時において確認の困難な部分を重点的に撮影すること。

## 第14条 軽微な変更

現場のおさまり、取り合わせ等で軽微な変更をする場合は、本市係員の指示に従うこと。

## 第15条 協議

本修繕の施工について、仕様書に明示なきもの、又は疑義のあるものについては、速やかに本市係員と協議のうえ、その指示決定に従うものとする。但し、本施設、設備等の機能、外観、施工上及び法規上当然と認められるものについては、本市係員の指示に従い、受注者の責任において施工すること。

## 第16条 事故防止及び処置

- (1) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について関係法令に従って業務を行うこと。
- (2) 作業中は安全に十分配慮し、必ず室内の汚損を防止するための養生等を講じること。また、作業現場その他危険な場所には、仮棚、仮橋、夜間照明等の保安上必要な処置を講じること。
- (3) 万が一、受注者の不注意その他の原因により作業員に事故が発生した場合は受注者側の責任とする。

## 第17条 火気注意

施工場所においては、常に火気に注意し、作業終了後においても巡視、警戒を怠ってはならない。また、本市係員が指定する場所以外では、一切火気を取り扱いしてはならない。

## 第 18 条 現場就業規則

- (1) 現場主任技術者は、工事の遂行に必要なかつ十分な技術的専門知識と実務経験を有するものを選任し、施工の指揮をとらなくてはならない。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務にあたることとする。
- (2) 施工上、受注者が就業時間の伸縮、又は夜間、休日に作業する必要がある場合は、あらかじめ本市係員の承認を得ること。その場合、必要な経費は、受注者負担とする。

## 第 19 条 その他

本修繕において、他業者等と施工範囲の取り合いや作業時間等が重複する場合は、事前に本市に報告を行い、本市ならびに業者との間にて協議決定後、安全や施工期間等を確保し、円滑に作業を行うこと。

また、施設を運営しながらの業務となるため、来館者等に十分注意を払い作業を行うこと。